会 議 記 録

_		,
会	議名称	杉並区介護保険運営協議会(令和5年度第3回)
日	時	令和5年11月10日(金)14時00分~15時56分
場	所	杉並区役所 中棟 5 階 第 3・ 4 委員会室
出席	委員名	古谷野会長、藤林副会長、石川委員、植田委員、小林委員、日置委員、堀本委員、瑠璃川委員、松本委員、山田委員、成瀬委員、安田委員、山﨑委員、田嶋委員、横倉委員、手島委員、堀向委員、森安委員、根本委員、相田委員、川嵜委員
者	区側	高齢者担当部長、高齢者施策課長(高齢者施設整備担当課長兼務)、高齢者在 宅支援課長(地域包括ケア推進担当課長兼務)、介護保険課長、保健福祉部管 理課長、在宅医療・生活支援センター所長、保健サービス課長、障害者施策 課長
	事務局	香村、山本、小松田
欠昂	常者	笹谷委員
配布資料等		1 杉並区高齢者施策推進計画 (素案) 2 地域密着型サービス事業所の開設について 3-1地域密着型サービス事業所の指定 (区内) について 3-2地域密着型サービス事業所の廃止 (区内) について 4 令和5年度版 すぎなみの介護保険
会請	養次第	1 高齢者担当部長挨拶 2 新委員紹介 3 令和5年度第2回杉並区介護保険運営協議会会議録の内容確認について 4 議題 (1) 杉並区高齢者施策推進計画(素案)について (2) 地域密着型サービス事業所の開設について 5 報告事項 (1) 地域密着型サービス事業所の指定等について ①地域密着型サービス事業所の指定(区内)について ②地域密着型サービス事業所の廃止(区内)について (2)「令和5年度版 すぎなみの介護保険」について 6 その他
	養の結果	1 杉並区高齢者施策推進計画 (素案) (了承) 2 地域密着型サービス事業所の開設について (了承) 3-1地域密着型サービス事業所の指定 (区内) について (報告) 3-2地域密着型サービス事業所の廃止 (区内) について (報告) 4 令和5年度版 すぎなみの介護保険 (報告)
長	冷者施策課	それでは、定刻になりましたので、令和5年度第3回杉並区介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 初めに、高齢者担当部長よりご挨拶申し上げます。
高量長	冷者担当部	皆さん、こんにちは。第3回の協議会、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。 1回目のときに、今日の議題にある計画案の柱立てをご議論いただきまし

	た。前回の第2回、8月30日の時には、これまでの計画の振り返りまでお示してご意見賜りました。今日はこの新しい計画の体系と具体的な取組の内容、そんなところを盛り込ませていただきまして、ご意見を賜るということになります。
	ご案内のとおり、介護保険事業計画の介護保険料などにつきましては、年内に国から介護報酬改定などの情報が寄せられて、それを基に検討していくことになるので、いつもその部分だけは検討中という扱いにさせていただい
	ています。そこをご了解いただきながら、今日も忌憚のないご意見を頂いて、より良いものに修正し、その後、区民の皆さんへのパブリックコメントということで計画を固め推進してまいりたいと考えております。 今日、ほかに幾つか報告あるいはご協議をお願いしたい事項がありますけ
	れども、会長の進行の下、つつがなく事務局としても対応してまいりたいと 考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
高齢者施策課長	本日、今のところ欠席のご連絡は入っていないですけれども、まだお見えになっていない方がいらっしゃいます。その点、お含みください。 続きまして、次第2「新委員紹介」でございます。
	杉並区歯科医師会からご推薦いただきまして、7月31日付けで新たに委員となられました山﨑靖委員は今回初めてのご出席となりますので、一言ご挨拶をいただきたいと思います。山﨑委員、お願いいたします。
山﨑委員	皆さん、こんにちは。杉並区歯科医師会の副会長をしております山崎靖と申します。歯科医師です。介護保険とは比較的離れたところで日々診療しておりますけれども、私は介護保険が始まった当初、大分前ですけれども、認
	定審査委員を、まだ5人で委員会をやっていた頃、数年やっておりました。 それ以外は、これからいろいろ勉強させていただきたいと思いますので、よ ろしくお願いいたします。
高齢者施策課	ありがとうございました。
長	それでは、これ以降の議事進行につきましては古谷野会長にお願いいたします。
古谷野会長	改めまして、こんにちは。お忙しい中、また、急に寒くなったところでお 集まりいただきましてありがとうございます。 今日も限られた時間ですけれども、熱心なご議論をいただければと思いま
	す。よろしくお願いします。 最初に、資料の確認を事務局からお願いします。河合課長、どうぞ。
高齢者施策課 長	それでは、次第をご覧ください。 本日は、議題が2件、報告事項が2件ございまして、資料番号は1から4までとなっております。このほか、現在パブリックコメントを行っておりま
	す「杉並区総合計画等の改定等案に関する意見提出について」というタイト ルの依頼文、それから、「広報すぎなみ」11月2日臨時号を配布しておりま
	す。 資料は以上でございます。
古谷野会長	よろしいでしょうか。お手元に全部そろっていますでしょうか。
	それでは、次第に従って進めさせていただきます。
	最初に、前回の会議録の内容確認についてです。議事録については既に郵
	送でお手元に届いているのでお目通しいただいているかと思いますが、何かお気づき点がおありの方、いらっしゃいますでしょうか。
	小林委員、どうぞ。
小林委員	6ページの小林の初めのところで、下から4行目なのですが、最初「回答
	いただいたのをまたよく見て自分で、」という、ここを削除いただきたいと

	思います。というのは、その後に文章が続かず、この文章は要らないと思い
	ますので、ここを「全部お返事いただきましたので、その回答でいろいろ考
	えてみたいと思います。以上です。」 だけにお願いしたいと思いますが。 よろ
	しいでしょうか。
古谷野会長	よろしいですね。そのように修正をします。
	ほか、いかがでしょうか。
	それでは、前回会議録は承認されたということにしたいと思います。
	この会議録について、前回からご発言いただいた委員の方のお名前を含め
	て公開すると変えさせていただいたところですが、この会議録の扱いについ
	て、もう1点事務局から提案があるということですので、それをお伺いした
古业业大学等	いと思います。河合課長、お願いします。
高齢者施策課	それでは、事務局より、会議録の今後の掲載時期について委員の皆様にご
長	相談させていただきます。
	現在、本協議会の会議録につきましては、前回会議録を次回の協議会の場
	におきまして、今日のような形で委員の皆様の承認を得た上で、区の公式ホ
	ームページに掲載をさせていただいております。そのため、現状、会議録は
	ホームページに掲載されるまで、次の協議会になりますので、2、3か月の
	期間がかかっておりました。
	そのため、委員の皆様には送付後1週間程度で内容の確認をいただいた後
	で、必要な修正整理を行った上で、それを会長にお送りして確認をいただき
	まして、その上で公開していくと、そのような取扱いにしたいと考えており
	ます。
	これによりまして、会議開催後おおむね1か月後には公開できることとな
	りますので、ご理解、ご協力をお願いできればと考えております。
十分取入目	私からの説明は以上です。
古谷野会長	例年ですと、1月と3月の協議会というのは間隔が狭いのですぐに会議録
	をアップできるのですが、前半ですと、4か月、5か月、間が空いてしまう
	ことがあるのですよね。その間にもいろいろなことが進んだりするので、協
	議会の会議が終わった後、速やかに、先ほどの話ですと1か月以内くらいに
	ホームページ上で公開できるようにしたいという、そういう提案です。
	当然、会議録は今回のように次の会の資料と一緒にではなくて、先に会議
	録だけをお送りすると、それを見て、ご意見があれば事務局に集約して、修
	正をした上で、会長として確認させていただいた上で、ホームページにアッ
	プすると。そうすると、協議会が終わった1か月程度で公開ができるので、
	そうしたいというご提案です。いかがでしょうか。ご意見おありの方、いら
	っしゃいますか。
	よろしいですか。
	そうすると、ちょっと慌ただしく、事務局が一番慌ただしいと思うのです
	けれども、委員の皆様も、会議が終わってすぐに返事をしなければいけない
	ということになりますけれども、ご協力いただけますね。
	ありがとうございます。それではそのとおり、今日の分からそのような扱
	いとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。
	それでは、次第に従って、議題の1に入っていきたいと思います。これが
	本日のメインイベントということになりますが、「高齢者施策推進計画(素
	案)について」です。
	まず、河合課長、よろしくお願いします。
高齢者施策課	それでは、私から資料1で説明させていただきます。
長	前回の協議会は8月に行いましたけれども、こちらでは現時点のたたき台

ということで、全体の構成ですとか、主に序章から第3章の計画体系の前段のところまでお示しいたしまして、皆様からご意見を頂きました。

この間、頂いたご意見などを踏まえまして、必要な加筆修正を行うとともに、この後、35ページ以降の第3章2「取組内容」ですとか、62ページ以降の「介護保険事業計画」の記述を加えまして、本日は「杉並区高齢者施策推進計画(素案)」としてお示ししたところでございます。

これから中身をご説明させていただきます。

なお、序章から、前回お示しした計画体系のところまでにつきましては、 新たに書き加えたり、前回の記載内容を修正した部分につきましては下線を 引いておりますので、そういう形で分かるようにしてございます。

それでは、主な修正点を何点かご説明いたします。

まず初めに、13ページをお開きください。

こちらは第2章の「高齢者の状況」ですけれども、「要介護認定者数の推移の内訳」ということで、こちらは前回「推計中」という記載をさせていただきましたけれども、今回、推計値を入れさせていただいております。

それから、続きまして、16ページをお開きください。2番「これまでの区の主な取組と課題」のところでございます。

まず、全体といたしまして、令和5年度9月末現在ということで、前回は入っていませんでしたが、実績を加えまして、それから、下のところに「※」で注釈を加えております。なお、まだ現時点で一部集計中のものもありますけれども、最終的に数が分かり次第入れるという予定でございます。

それから、16ページの②「コミュニティふらっとの運営」につきましては この間のご意見を踏まえまして、こちらの記述を追加しております。

それから、20ページをお開きください。上のところ、③「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の実績の記載で、前回、内容が分かるようにということでご質問を受けまして、下線を引いております「『糖尿病性腎症重症化予防事業』や」の下線のところを具体的な事業内容ということで記載しております。

それから、23ページになります。「地域包括ケアの推進」、それから、次の25ページ(5)「認知症施策の推進」となっておりますけれども、この後の第3章の体系に合わせまして、前回と順番を入れ替えております。

続きまして、24ページ。下のところに「地域包括ケアシステムの姿」ということで、図を記載しております。このシステムが分かりやすくイメージできるように、こちらの図を加えております。

それから、隣の 25 ページ、一番上の①認知症サポーター養成講座の記載 につきまして、認知症介護研究・研修東京センターの専門的助言を受けまして、下線部のところを追記してございます。

続きまして、26ページ、下の四角で囲われているところになりますけれども、認知症基本法の記載につきまして、前回法律の概要を記載しておりましたけれども、条文の目的を記載するという形で修正しております。

続きまして、30ページ、ここから第3章「計画の体系と取組内容」になります。

まず、1「計画体系」ですけれども、30 ページの下、今回の計画が「認知症施策推進計画」を包含しているということを示す記述をするために、その主な該当箇所を追記しております。

それから、次の31ページ、ここで「第3章の見方」ということで、次のページの「計画体系と指標」ということで、取組方針1から5まで記載しておりますけれども、これの内容が分かるように、それから、その後、2の「取

組内容」のところの内容も説明を加えているところであります。

続きまして、32ページ、「計画体系と指標」でございます。

こちらは全体を通してですけれども、前回のご意見を踏まえまして、取組名称に「何とかの運営」とか「何とかの実施」という形で、取組の文言を記載しております。また、より分かりやすくなる取組名称になるように、一部変更も行っております。あと、それぞれの取組方針の下に指標を設けておりますけれども、こちらに数値を追加をしております。

続きまして、取組方針の主な個別修正というところで、33 ページの上の「取組方針3」についてです。前回は、これでいきますと(3)(4)に当たるかと思いますけれども、「高齢者の虐待防止と権利擁護の充実」ということで1つにしておりましたけれども、こちらを事業2つに分けまして、(3)として「成年後見制度等の利用促進」、それから、(4)といたしまして「虐待及び消費者被害の防止」と、このように2つに分けて整理をしております。

続きまして、下の段になります「取組方針4」につきまして、前回のご指摘も受けまして、主な取組⑥⑦に高齢者、障害者の分野連携の取組、それから、⑧住宅の確保、こちらにつきまして、障害者分野、それから住宅部門とも調整しまして、記載をしております。

続きまして、34ページ、「取組方針5」ですけれども、前回、こちらでいきますと事業名(3)「介護保険サービスの質の向上」という記述が、こちらが主な取組ということで記載をしていたのですけれども、このような大きなものが取組というのはどうかというご意見も頂きまして、介護サービスの質の向上につきましては事業に位置付けまして、その下に具体的な取組を加えております。

その他、必要な修正などを行いまして、5つの取組、18事業、73の取組 として整理をしております。

続きまして、35ページからが「取組内容」ということで、(1)で施策の体系の全体像をお示しした上で、ここからは取組方針ごとに計画を推進するに当たりまして、目指すべき状態、姿をまず記載をした上で、取組ごとにその概要を記載するとともに、実施する所管課、分野を記載しております。こちらは取組方針1から5まで、主な取組に記載のものを全て記載しているところです。

その中で、42ページをご覧いただければと思います。

概要をそれぞれ記載しているところではありますけれども、それだけではなくて、42ページの真ん中のところに表がありますけれども、こちらは総合事業についてですけれども、サービスを受けられる人ですとか、サービスの種類がなかなか分かりにくいというところもありますので、今回分かりやすく示すために表を加えるとともに、それらの内容についても下に説明なども記載をしております。そのような工夫をしながら、こちらの取組内容を記載させていただいております。

続きまして、62ページからが第4章「第9期介護保険事業計画」になります

こちらは介護保険法に基づく3年計画となるものです。今回、第9期の内容を掲載しております。

主なポイントといたしまして、まず 62 ページですけれども、保険者としての区の役割を含めまして、計画の趣旨をまずここで記載をしております。 その上で 63 ページ、介護保険事業について、対象となる方とか、利用できるサービスがなかなか分かりにくいというところもありますので、サービスの全体像を明示させていただいております。

	さらに、個々のサービスを記載しておりますけれども、それぞれにページ数を付させていただいております。こちらは、この後に出てきます第8期計画の実績、それから、第9期計画のサービス量及び給付費の見込みの記載がどこに書かれているか分かる形で記載させていただいております。続きまして、64ページからはまず「第8期計画の実績」ということで、これをサービスごとに3年間分掲載しております。これが64ページから76ページまで記載しております。それから、78ページ、3番「第9期の第1号被保険者数と認定者数の推計」ということで、第2章でも書かれていました高齢者人口の推計などを基にいたしまして推計値を記載しております。 1枚おめくりいただいて、80ページからが4番「第9期計画のサービス量及び給付費の見込み」ということでございます。これまでの実績を踏まえましたサービス量を見込むとともに、介護サービス量を見込んで記載しております。
	それからあと、91ページにあります「第9期計画における介護保険料」と 併せてになりますけれども、今こちらにつきましては、介護給付費の部分に つきまして、年内に国から示される予定の介護報酬改定等を踏まえて検討、
	記載することとしておりますので、その旨記載させていただいております。 なお、第9期計画における介護保険料につきましては、令和6年の第1回 区議会定例会に提案予定の介護保険条例改正案の議決を経て決定するとい うこととなります。
	最後、92ページ、第5章は前回もお示しをしてございます。 簡単ではございますが、計画の素案のご説明をさせていただきました。
古谷野会長	ありがとうございました。 何分にも大変なボリュームなので、これをぱっと理解するというのは相当 難しいですが、何かご質問あるいはご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。 堀本委員から行きましょうか。
堀本委員	読ませていただいて、25 ページに文脈から誤植かと思うところがございまして、「※26」の下の行ですけれども、「認知症初期集中支援チーム」という内容で、「自宅を不問して」とございますが、これはもしかして「訪問」ですか。
高齢者施策課 長	訪問です。こちらは修正させていただきます。
古谷野会長	ありがとうございました。 それでは、小林委員、お願いします。
小林委員	読ませていただきまして、特別養護老人ホームの整備と今後についての質問とご要望をお願いしたいと思います。 まず、27ページの「介護サービス基盤の整備」の「特別養護老人ホームの整備」で、令和5年、下線部分で2,400人とありまして、そこの上の文章で、「令和8(2026)年度までは緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みです」と書かれておりまして、それと関連で、58ページ「施設介護サービスの充実」のところも「特別養護老人ホームの整備」の説明のところで「緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みであるため」と書かれております。そして、ちょっと戻っていただいて、34ページの取組方針5の指標というところで「特別養護老人ホームの整備が充実している割合」という中に「区が最も入所優先度が高い区分に評価した者の数」とありますが、これらの「緊急性の高い入所待機者」という方の基準はどういうことでしょうかというこ

	とをまず1つ目の質問としたいと思うのですが、会長、これに関係したもの
	はその後にしたほうがよろしいですか。2点ほどあるのですが。
古谷野会長	まず、その緊急性の高い者という言葉の定義からお願いしましょうか。
高齢者施設整	こちらは、以前、令和4年度第1回介護保険運営協議会でも一度ご報告さ
備担当課長	せていただきましたけれども、この間、10年で1,000床の特別養護老人ホー
	ムを整備しまして、それを受けて、この間、10年間やって今後どうなったの
	かという報告をさせていただいた中で、緊急性の高い、入所申込者の方で、
	いわゆるA評価と呼んでおりますけれども、そういう方々の中で、この間も
	辞退した方とか、入所の申込みはしたのですけれども、実際には入られなか
	った方とか、途中で入る前に亡くなられた方とか、そういう方々もいますの
	で、そういう数なども引いた上で、その人数と、それから実際に特別養護者
	人ホームに入れた人の数などを比較しまして、その結果、緊急性の高い人の
	1年間の数、待機者数以上に特別養護老人ホームに入れているというところ
	で、緊急性の高い入所者は入れているという状況ですので、そのように整理
上公里人目	したというところです。
古谷野会長	そこは分かっておられると思うけれども、問題は、緊急性が高いというのはどういるとなった。これの説明がつきませた。例えば、悪会業が終っ
	はどういう人なのかということの説明ができますか。例えば、要介護が幾つであるとか、在宅サービスの利用率がどれくらいだとかということで書けま
	せんかという質問です。
高齢者施設整	緊急性の高い入所者の定義ですけれども、まず入所申請時の第1次判定が
備担当課長	優先度Aの方で、かつ、今すぐ入所したいとか、3か月から6か月ぐらい、
	要するに早期に入所されたい方、その両方いずれにも該当する方ということ
	で、まず定義しています。
	その上で、先ほどお話ししました、申込みはしましたけれども、当面在宅
	で生活を続けることが可能とか、様々な理由で入られない方もいますので、
	その方たちを抜いた数が緊急性の高い。
古谷野会長	要は、緊急性の高い人のうちというのが、この計画の中に書かれているの
	だけれども、その緊急性が高いということの意味が読んだだけでは分からな
	いので、今お話があったように、Aランクで、かつ至急入りたいという人で
	ある。そのAランクというのはどういう人なのかということを書いておいて
	ほしいということです。
高齢者在宅支	大飼課長、どうぞ。 Aランクといいますのは、特別養護老人ホームを申込みいただく際に、申
接課長	込みの書類に今こういう状態であるということを書いていただく欄がござ
1/21/1/2	います。例えば、ご家族と一緒に住んでいらっしゃらない、あるいは寝たき
	り、介護に手間がかかるというのですか、いろいろそういった状態などをチ
	エックしていただく欄がございます。その欄の総計の高い方がAランクとな
	っていきますので、そこで私どもも数を集計いたしまして、特養の申込みに
	ついて毎月末日に締めて、月の上旬くらいに公表するのですけれども、その
	ときにABCというように分けてお伝えしている次第です。
古谷野会長	もうちょっと説明を加えていただくといいのかもしれないのですが、特養
	の入所を申し込むときに、今、課長が言われた書類があって、現状こうで、
	こういう困っていることがあってということを縷々書いた書類をそれぞれ
	の特養に提出するのですよね。そうすると、特養側から区へ、在宅支援課で
-tank to the	すか、介護保険課、どちらですか。
高齢者在宅支	在宅支援課です。
援課長	

古谷野会長	在宅支援課に一括して全施設から集まってきたものを月に1回でしたで
	しょうか、会議を開いて、そこでこの方は緊急性がAなのかBなのかという 評定をするという手順で作業をしていらっしゃるのですよね。
高齢者在宅支	会議は特に設けていないのですが、集まってきた書類の数などを集計し、
援課長	その数を集計したものを施設、それからご本人に郵送し、あとは、優先度等、
	あるいは緊急度等を見た上で、施設に入所についてご判断いただくというよ
	うな形になっております。
古谷野会長	部長、どうぞ。
高齢者担当部	やり取りを聞いていても、説明が非常に分かりにくくて、今、小林委員お
長	っしゃっていただいたことに関連して、注釈といいますか、説明書きを添え
	ることで、少しでも理解いただけるように調整していきたいと思います。
古谷野会長	よろしいですか、それで。
小林委員	事前質問ができなかったので、申し訳ありませんでした。事前に質問する
	ようにいたします。
	関連で、緊急性の高い入所待機者というのは、私も少しかじりましたが、
	要介護3以上で、今、課長から、独居であるとか寝たきりであるとか、いろ
	いろな事情の方が優先度が高いということだと思いますが、詳しくは部長が
	おっしゃったように今後注釈をつけてくださるということですが、3月の運
	営協議会のときに、その時点で待機者が625名というご報告を頂きまして、
	区のホームページの9月30日の時点での特養の申込み状況を自分なりに調
	べてみました。そうしましたら、従来型のベッド申込みの方が808人おられ
	まして、ここ空床が30床で、倍率にすると27倍でした。ユニット型の個室
	は空床が68床で、申込者が629人いて、9倍の倍率、そして、区外の協力
	施設が3.5倍で、エクレシア南伊豆は倍率がありませんでした。
	何をここでお聞きしたいかというのは、従来型の申込者が非常に多い。も
	ちろん重複していらっしゃる方もおられるので、倍率は半分としても、なぜ
	この従来型の特別養護老人ホームの申込者が多いのでしょうかということ
	をお聞きしたいのが1点。
	そして、それに関連しまして、ユニット個室の、空床、空きベッドがある
	特養が、こちらは反対に幾つかありました。この違いといいますか、この空
	床はなぜあるか。そこら辺のことをお聞きしたいと思います。
	以上です。
古谷野会長	答えるのがちょっと難しいですね。
	まず、特養の入所申込みをする際に、1か所だけ書くのではないのですね。
	数か所記入することになる。そして、区ではそれを全部積算してしまうので、
	何人というのは実人員との間にずれが生じます。そこはいいですよね。
	ですから、希望者が何百人いるといっても、実は1人の人が3か所、4か
	所書いていたりしますから、その数分の1の実人員になっているはずです。
	さらに、そこに先程来お話のあった優先度あるいは緊急度というところを
	加味していき、かつ、即入所したいという方に絞っていくと、かなり減って
	くるということが1つ制度上の問題としてあるということはご理解いただ
	きたいと思います。よろしいですね。
	その上で、実際問題としては、従来型特養のほうに空床が多いという理解
	でよろしいですか。
小林委員	反対で、ユニット型特養に空床が多く、従来型特養は、非常に申込者が多
	いのです。

古谷野会長	幾つか理由は考えられるわけですが、1つは利用料です。ホテルコストが
自合對云文	ユニット型特養の場合かなりかかりますので、利用料の差が相当あるという
	ことが1つはあるという理解でいいですか。
高齢者在宅支 - 高齢者	まず、従来型、例えば浴風会、上井草園、そういったところは従来型です
接課長	より、佐木生、内人は石風云、エ开手園、Cフレラにこころは佐木生くり けれども、かなり倍率が高い。おそらく複数のお申込みをされる中で、必ず
1反床尺	数を書いたり、あるいは第一順位に書いたりするということもありまして、
	数を置いたり、めるいは第一順位に置いたりするということもめりよして、 そういったことで従来型の倍率が上がっているかと思います。
	- それから、ユニット型につきましては、こちらでもユニット型の倍率が低
	いことについては、大変申し訳ありません、特段分析はしていないのですが、
	やはりお値段が高いですね。そういったこともありますので、なかなか希望
	に沿ったところでないとお申込みがしにくいといったこともあるかと思い
	ます。
古谷野会長	あともう1つは、新しくできた天沼の三丁目が新型ですよね。そして、そ
	こがもろもろの事情でもって満室にできない状況があるので、その影響も現
	れているのではないかと思いますが、どうでしょうか。
高齢者施設整	今ありましたように、この間の10年、1,000床ということで、特養の整備
備担当課長	も進めてきまして、先ほどご意見いただいたところ、180床のところであり
	ますけれども、一番最後にできたというところもあります。
	最初の頃は、できるとすぐ入所するという状況だったのですが、先ほども
	触れましたように、今緊急性の高い方が比較的少ないという状況の中で、最
	後にできた数、定員も多いというところで、なかなかそういう意味で満床に
	すぐにならないと、段階的にというところはあるのかなと思っております。
古谷野会長	よろしいですか。どうぞ、続けてください。
小林委員	ありがとうございます。
	ユニット型のことで追加で申し上げたいのですが、利用料の差というのは
	確かに大きいと思いますが、新しくできた施設で空床があるというのは、そ
	のほかに働く方、職員さんが集まらないとか、そういう理由とかはないので
	しょうか。ベッドが空いているということは、いかがでしょうか。
古谷野会長	河合課長、どうぞ。
高齢者施設整	その辺りも要因としてあります。もちろん特養全体として人材というとこ
備担当課長	ろは課題とは思っています。
古谷野会長	23 区内で新しくできる特養としては、破格の規模の施設が急にオープン
	したのですよね。随分前から職員さんの募集などしておられたけれども、結
	局開所には間に合わなかったということがあります。
	その中には、もうちょっと小さな規模だけれども新しく開設した特養が数
	件ありますので、そこら辺にも人が流れていって、介護人材が全体として足
	りないという状況の中で、新しいところはまだフル稼働できる状態に到達し
	ていないと聞いています。
	ただ、この状態がいつまでも続くということではないわけで、以前この会
	でも河合課長がおっしゃっていましたけれども、今後また高齢人口の増加に
	伴って、入居希望者は増えてくる可能性は常にあるわけです。さらに、ここ
	しばらくの間、コロナの関係で面会制限などがかかっていて入所をためらっ
	ておられた方も幾らかはおられたということですので、将来的に施設整備の
	ことを全く考えなくていいということには多分ならない。その辺をどううま
	く書いていくかというところだと思うのですが、今の状態だともう足りてい
	るから要らないよと読めてしまいかねないですよね。何かもうちょっと工夫

	をしていただくことができたらいいと思うのですが、どうでしょう。
高齢者施設整	ありがとうございます。
備担当課長	今回こちらの計画につきましては3年間の計画というところもありまして、から25年第の計画につきましては3年間の計画というところもありまして、から25年3月21日
	て、かつ昨年度の特養の今後の整備方針の中でも、8年度までは緊急性の高
	い方の待機が発生しない見込みと、今分析している中では、今回の8年度ま
	での記載の中では新たな整備は行わない見込みという記述はしているとこ
	ろです。
高齢者担当部	現時点で、8年度まではそのような考えでおりますが、今後定期的に行う
長	需給予測の中で、ちょっと違ってきたということになれば、その時点でまた
	適切な時期の計画化と書いてありますけれども、当然そういうことは会長が
	今おっしゃっていただいたようにやっていかなければいけないことだと思
	っています。
	十分な記載かどうかはともかくとして、時代の変化、状況の変化に合わせ
	て、きちんと計画して整備していくという姿勢をお示しをしていると考えて
	おります。
古谷野会長	小林委員、どうぞ。
小牡禾早	ご説明ありがとうございました。
小林委員	
	この「緊急性の高い入所待機者は発生しない見込み」という、こういった
	文章が何度も出てくるのと、あと、34ページの充足率、計画期間内の6、7、
	8は充足率が全部 100%以上という表記がありましたので、区民としては心
	配で、今、部長がおっしゃって、そのとき適宜に考えていっていただけると
	いうお返事を頂けましたので、ぜひ期待して暮らしていきたいと思います。
	ありがとうございました。
高齢者担当部	今、施設の定員に対して、介護人材も含めて、十分稼働できていないとこ
長	ろ、そこも社会資源としてはしっかり稼働させるように事業者に必要な支
	援、あるいは助言をすることも区の大切な保険者としての役割だと思ってい
	ます。
	そういうことをやったとしても足りないと、いつから間に合わないという
	こともあるので、当然整備も考えていかなければいけない。
	個々の施設の定員に対する介護人材の配置状況、あるいは、定員の充足状
	況、それと、今後の見込み、その辺りをよく見極めながら、新たな整備を含
	めて考えていきたいと思っているということであります。
古谷野会長	ですから、今まで部長、課長がお答えいただいていたように、8年度まで
	の計画期間中については大丈夫そうだと。ただ、9年度以降のこと、次期10
	期の分に関してはまだ分からないので、今後を見越して、常に考え続けてい
	るということが少し読み取れるような表現をどこかに書いておいてくださ
	ると安心できるということだと思うのですよね。これだと、もう十分だから
	これ以上つくりませんと読めてしまう。そういう恐れだと思います。そうい
	う理解でよろしいですか。ありがとうございました。
	「ほか、いかがでございましょう。
	では、藤林委員。
藤林副会長	48ページです。「高齢者虐待の防止」という項がありますが、これ「防止」
78个小田1五八	でけではなくて、対応策も書いていらっしゃるので、「防止」というのがおか
	しいのと。
	今の特養のご質問の中ではたと気がついたのですが、虐待の場合の措置入
	所というのがあって、その措置入所というのは、現場の人がよく言われるの

	は「なかなか区がそこまで介入しない」と。結局、虐待があったときに、即
	に措置入所とか、すぐに介入しなければいけないのに、全部包括任せという
	のはよく現場のうわさで聞くのですが、そういうことに対して区はどのよう
	にお考えかというのをどこかに書く予定はないのでしょうか。
在宅医療・生	高齢者虐待の対応策については、2段落目の「また」以降で記載をさせて
活支援センタ	いただいております。
一所長	表題につきましては「防止」ということで、対応策も当然やっていくので
	すけれども、まずは防止をしていくことが重要であるということで、「防止」
	という表現を使っております。
	また、措置については、当然私たち、この2段落目にも書いていますけれ
	ども、専門家等の助言を得ながら、適切に行っていきたいということで、実
	際、そういった措置も含まれています。しかし、件数があまりそこまで多く
	ないということで、ここの項目自体には記載はしていないのですけれども、
	実際この対応の中でしっかりそういったことについてもやっていくという
十分取入日	ことで考えているところです。
古谷野会長	措置入所がありましたか。
在宅医療・生	措置の件数が、大体年間1件あるとかないとか、それぐらいの件数になっ
活支援センタ	てくるので、ここには記載はしていないのですけれども、実際はそういった
一所長	ことをさせていただいています。
藤林副会長	1件しかないというのは、常態が1件しかないというよりも、1件しか認
冰小田江公区	めないというのがあるのではないかというのが質問の趣旨で、極力、区が介
	入しないように、地域包括とかそういう現場で何とか対応させようみたい
	な、そういう感じが時々、別に杉並区だけではなく、いろいろな区でそうい
	う現場の話を聞くので、結局現場がとても大変、8050問題もそう、結局虐待
	問題なのですよね。その辺がだから本当はもうちょっと、きちんと区として対すしている。様様のために2年本はてもりません。
	て対応して、いつも虐待のために3床空けてありますとか、そういう具体的
1.0000 0 0	な何かがあったほうがいいのかなと思った次第です。
古谷野会長	どうですか、梅澤所長。
在宅医療・生	私たちとしても、現場というか、地域包括支援センターケア 24 に虐待対
活支援センタ	応を押しつけるようなことは当然考えていなくて、しっかり一緒になって、
一所長	虐待の防止から対応まで一貫してやっていきたいということで、日頃から職
/// *	員については現場に足をたくさん運んで対応しております。副会長のおっし
	やる、全体として十分ではないというか、現場の負担が多いという話がある
	というのは受け止めさせていただきたいと思いますけれども、区としまして
	は、何よりも高齢者の方をしっかり守っていくということが私たちの使命と
	考えておりますので、そこはしっかり引き続き、今後もケア 24 と共に取り
十分取入目	組んでまいりたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。
古谷野会長	今、気がついたのですが、この 48 ページの虐待防止の説明に、施設内で
	の虐待の話と、それから、家庭での家族による虐待の話とがごっちゃに書い
	てあるのではないかと思うのですよね。これは本来アプローチも違うし、担
	当するところも違うので、少しその辺を分けた書き方にしておいていただい
	たほうがいいのではないかと思いますが、いかがですか。
tuli saite si	梅澤所長、どうぞ。
在宅医療・生	会長のおっしゃるとおり、虐待には家族による虐待と介護保険施設等にお
活支援センタ	ける虐待がございます。
一所長	2段落目では、それぞれ適切に対応していくことを記載しているのですけ

	れども、例えば3段落目、研修の実施であったり、虐待の防止連絡会議、こういったものは一緒に取り組んでいる部分もございまして、ここの取組のところについては一緒に記載する形で、少し表現が分かりにくいところもあるかもしれないのですけれども、そういった背景がございまして、記載をさせていただいております。
古谷野会長	おっしゃることはよく分かって、それで言っているのですけれども、家族による虐待の場合の対応、これは緊急措置入所を含めていろいろあり得るし、施設内で万一事件が起こった場合の介入の仕方というのは、これはまた別なのですよね。だから、その辺を読む区民の方たちが分かるような書き方、あるいは書き分け方をしていただくことができるといいなと思って申し上げているわけです。 さらに言うと、今、藤林委員が言われたみたいに、バックアップ用のベッドが幾つ確保されていますみたいな具体的な裏づけを書けるものであれば、
	ぜひ書いておいていただくと、より安心できるということだろうと思います。これからまだ時間がありますので、ご検討いただければと思います。 ほか、いかがでしょうか。 川嵜委員、どうぞ。
川嵜委員	特別養護老人ホームの整備についてもう1点お聞きしたいのですが、今、整備については充足しているというところで、令和8年度、適宜その辺の需要を見据えてまた検討していくというお話だったと思うのですが、67ページの「短期入所療養介護」の計画の令和3年、4年、5年を見ると、計画から72%、84%、81%ということで、短期の利用、お部屋が余っている状況かなというのを感じていて、新しく特養を整備となるとまたかなり大変なことになるので、もしお部屋が余っているのであれば、そこの部屋を特別養護老人ホームに、ニーズに合わせて転用していく形を取っていったほうがよろしいのではないかなというのが、今聞いている限りで。実態のところが、今見ていると、ショートステイのお部屋が余っていて、特養のほうが充足しているという形で、今後特養のニーズが増えていくというような。そこがまたショートのニーズが増えていくかもしれないのですけれども、数字だけ見ているとそんな感じなので、その辺もまたご検討いただければと。
古谷野会長	河合課長、どうぞ。
高齢者施設整備担当課長	ご意見ありがとうございます。 今後のところ、どれぐらい需要が出てくるかというところももちろんあります。そういう中で、そういう形で、いわゆる施設を新しくつくって整備するという方法もありますし、そういう様々なある資源を活用してというのもあるかと思います。そこのところは、今後の需要なども見ながら、施設の皆さんともお話できればと思っております。
古谷野会長	これには歴史的な背景があって、特養の増設が間に合わなかったときがあって、そのときにショートステイ専門の大きな施設を西荻に1か所つくったのです。それでもって、特養の整備が追いつかない間を十分補ってきていました。 さらに、ショートに関しても、ここ数年はコロナの影響が出ていたということもあって、こういうやや低めの数値が出てしまっている部分は多分あるだろうと思います。 その辺、どうですか。 河合課長、どうぞ。

高齢者施設整	特に今回の実績の期間というのはまさにコロナがちょうど出ていた期間
備担当課長	というところもありますので、そういう実績の部分ではそういうところもあ
MITE THAT	ったかと思います。
古谷野会長	ただ、その特養の建設整備が間に合わなかったときに、ショートを大量に
口有为云风	つくった、確保したということには、一定の効果があったわけです。
	さらにユニット型が増えてきた場合、従来型の特養のように空床利用での
	ショートというのがもうできませんので、その辺もいろいろ加味していくと
	今後どうなっていくかという中で、かなり慎重に検討しなければいけない部
	分ではあるのだろうと思います。
WH7. F	そんなことでどうですか、川嵜委員。
川嵜委員	ありがとうございました。
古谷野会長	ほか、いかがでしょうか。
	森安委員、どうぞ。
森安委員	記載の方法のことで言わせていただくと、例えば、35ページ以降とかで取
	組があって、「分野」があって「所管課」があるではないですか。この「分野」
	というのと「所管課」というのは全部記載するものなのかと。
	例えば、そこの分野だけの話ではないところもあるではないですか。そう
	すると、「所管課」のところが数行になっていて、でも「分野」は1。例えば
	障害分野だけれども障害分野と高齢分野とか、そういうふうになったりする
	部分があるのですよね。
	しょうがないですかねと思うのだけれども、だったら「分野」のところに
	も、例えば障害分野と高齢分野みたいな、両方並列して書くとかしていただ
	いたほうが、読む側が、結局最終的に責任を負うのはこれは障害分野なのだ
	とか、そういうふうに取られてしまったりとかしなくはないかなと思うとこ
	ろがなくもないので、だったら、逆に所管課だけ書くとか、何か方法が、読
	む側の問題ですけれども、あるかなと思ってしまったので、その辺どうかな
	と。
	- C。 - 例えば、49 ページのヤングケアラーのことでも、「子ども家庭分野」には
	なっているけれども、「子ども家庭分野」と「高齢者在宅支援課」「介護保険
	課」とあるではないですか。55ページの共生型のところもそうだし、移行期
	の問題もそうだけれども、障害分野として書いているけれども、これは介護
	保険とか高齢分野でもあるではないですか。その辺りの表記の仕方を何かで
十分取入目	きないかなと思ったのですが。 「分野」という用語をどう理解したらいいかということだと思うのですが、
古谷野会長	
<u> </u>	部長、どうぞ。
高齢者担当部	今、森安委員から、この分野は所管がある部のことを言っているわけでは
長	ないというご指摘をいただきました。分かりづらい点はありますが、高齢者
	分野ではないけれども、高齢者施策を考えていく上で組織横断的な、分野横
	断的な取組が必要ということから、保健福祉計画全体の統一的な記載として
	示しているものです。今の意見も含めて、どんなふうに示すと区民の皆さんの理解がよう。
	の理解がとか、誤解がとか、そこはちょっと今感じましたので、今後の宿題
L comp A D	にさせていただきたいと考えます。
古谷野会長	ありがとうございました。
	藤林委員。
藤林副会長	68 ページに介護医療院の説明がされていて、実績値があるのですけれど
	も、70ページに介護医療院は数が全然ないのです。実績値があるのに、数が
	ないというのは、これは。

	00 0 38 o 14-11 1 38 o A -####
	68ページの施設サービスの介護医療院、当然2024年に移行するというのは分かるのですが、でも、既に令和3年から介護医療院の実績値が入っているのですよ。なのに、70ページのところには介護医療院は1つもないのです。
古谷野会長	河合課長。
高齢者施設整 備担当課長	68 ページのほうは、実際にサービスを使った実績値ということで示しています。 70 ページのほうは、区内にある施設の数というところで示していますので、実際にサービスを利用した方というのは、区外の施設を利用したということになります。
古谷野会長	そうすると、注1、注2のほかに、下にでも区外施設を含むくらいに書いておいていただくと誤解しないで済むのではないかと思います。
藤林副会長	そうすると、この実績値はほかのサービスも全部区内、区外ごちゃごちゃ ということですか。
高齢者施設整 備担当課長	そういうことになります。区民の方がどれぐらいサービスを使ったという 量になります。
古谷野会長	ですから、例えばよくあるのは、デイサービスなんかで、区外施設を形式 上認定しているのがありますよね。あれが区外の施設をあるいは区外の事業 者の施設を利用しているのだけれども、区民の利用なので、68ページの表に は入ってくるということだと思います。いいですね、それで。
高齢者施設整 備担当課長	はい。大丈夫です。
古谷野会長	よろしいですか。
藤林副会長	そうすると、全てのサービスに注釈が必要だということですね。区内、区 外両方ですという。お金は出しているけれども、区内にないよというのも含 めてという意味ですよね。 だから、66ページも全部そうですね。
古谷野会長	これは、区民の利用実績なので、区内施設であれ、居住地特例であれ、全部入ってくると理解しなればいけないものですよね。
藤林副会長	そうすると 70 ページが整備状況とこの後にくっついてくるのは分かりにくいですよね。 どこか違うところにあるのかも。
日置委員	今、介護医療院の話が出たのですが、例えば本来つくれても、杉並区では つくる予定がないとか、そういうことをここに例示されることもあるのでし ょうか。たまたま介護医療院のゼロですけれども。
古谷野会長	介護医療院に関しては、区内にないから、当然ブランクということです。 ここは整備状況という表ですから、現状こうですという表です。将来どうす るかというのは、この表ではない。
高齢者施設整 備担当課長	将来、今回の計画の中でということで申し上げますと、59 ページの⑧に「介護医療院の整備に向けた取組」ということで、今回のこの計画の中での介護医療院の整備に向けた取組についてを記載しております。
古谷野会長	ですから、70ページの表でいうと、ほかの欄もそうですが、ブランクの枠というのは、現状区内にないという意味です。
藤林副会長	でも、介護療養型をなぜ入れないで、ここで介護医療院を整備状況で入れてしまっているのでしょうか。 説明に齟齬が。68ページで、24年には介護医療院に移行するのだったら、

	ここは介護医療院ではなくて療養型を入れるべきですよね。介護療養型を。
	なおかつ、介護療養型を入れた上で、現状は介護医療院はないとしないと、
	医療関係が何もないように見えてしまう。
古谷野会長	かなり細かな、技術的な話になってきましたね。これについては、後で事
	務局で精査していただくことにして、もう少し大きなところ、理念的なもの
	を含めてあれば伺いたいと思います。
	堀本委員、どうぞ。
堀本委員	お話が変わってしまうかもしれませんが、38ページの「ユニバーサルデザ
	インによるまちづくりの推進」。5行目の「4つの重点整備地区を中心に区」
	内全域のバリアフリー化を推進します」という書き方ですが、現状はどのぐ
	らいの整備が行われているのか、暮らす者としてお聞きしてみたいと思います。
	す。いろいろな整備の項目があると思うのですが、お答えできる範囲で。
	それから、⑬の「新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充」という中で、「グリーンスローモビリティ」という項目がありますが、これの現
	状をお聞きしてみたいと思います。以前、試験的な実施が区内のどこかで、
	荻窪でしたか、ちょっと忘れましたが、行われていたかと思うのですが、そ
	の後の現状みたいなものをお聞きしたいと思うのですが、よろしいでしょう
	か。
古谷野会長	これは都市整備部だから、どなたか答えられますか。
高齢者担当部	まず⑪ですけれども、今、重点整備地区で具体的にどう整備が進捗してい
長	ますかということについて、今、手持ちの資料がないので、後ほど改めて分
	かる範囲で所管に確認をして、お知らせしたいと思っています。
	③については既に1回実証実験的にやって、今後の実施に向けて委託する
	事業者を選定してこれから具体的に進める段階だと承知しています。たしか
	荻窪地域を軸にして、その結果を見ながら範囲を広げていくと、こんなイメ
	ージで進めると認識していますけれども、これも後ほど所管に確認して、お
	知らせするように考えていきたいと思っています。 ありがとうございます。
堀本委員	お答えをお待ちしております。ありがとうございます。
古谷野会長	ありがとうございました。
	ほか、いかがですか。
	相田委員ですね、どうぞ。
相田委員	46ページ、47ページのところになります。(3)の⑦、成年後見制度と、
	⑨の権利擁護のところになるのですけれども、認知症を患う方々が増えて、
	区内でも、全国的にも単身独居で身寄りもない方が増えてきていると思いま
	す。今後もそのような状況で進んでいくと思うのですが、その中で、権利擁
	護には対象にならず、成年後見制度につながるまでの間の支援、サポートを
	必要とされる方も増えてくると思うので、どちらかの計画の中にも含まれて
	いると思うのですが、46ページの⑦には「制度の周知の強化」、47ページの
	⑨には「権利擁護を推進する体制を強化」と記されておりまして、そのつなる。
	がるまでのサポート支援といったところに触れられていないのですが、こちらはどちらかに含まれているのでしょうか。
古谷野会長	これは、白井参事ですね。どうぞ。
保健福祉部管	ここは「成年後見制度等の利用促進」と「等」をつけているのが、実は47
理課長	ページの⑩「地域福祉権利擁護事業の利用促進」という、これは杉並区社会
	福祉協議会が実施している事業でございまして、これが成年後見制度の利用

相田委員	にまでは至らないけれども、日常生活の契約手続であったり、または、金銭管理であったりといったところで、不安がある方の、成年後見制度と少し似ているのですけれども、これは社協と利用されるご本人が契約をしてこのサービスを利用いただく仕組みになっておりますので、成年後見制度そのものに至る前、前段階の似たようなサービスとしては、この⑩のサービスがあるということで掲げているものでございます。 ありがとうございます。存じておりますが、⑩にも当てはまらない、対象
ПНОД	にならない方が、成年後見制度につながるまでの間のサポート。また、事業者が負担することが多くなってくるとかなりここも課題になってくるところではないかと思うのですけれども、そういったところの、どちらかに、計画の中に含まれているのでしょうか。
古谷野会長	白井参事、どうぞ。
保健福祉部管 理課長	そこのところまでは、区の事業としてはございませんで、そうなってしまいますと、今の仕組みの中では、あくまで私的契約ということで、例えば弁護士さんであったり、または、司法書士さんであったりといった方と、これは私的契約でご利用いただくしか、今の仕組みの中ではないのかなと思っております。
古谷野会長	ちょうど先週、成年後見センターの理事会があって、そこに自井参事も私もいたのですが、そこで話題になったことの1つが、権利擁護のネットワークです。このネットワークは、成年後見センターが中核になってプロモートするのですが、そこにいろいろな関係団体や事業者の方なども含めてお入りいただいて、今、相田委員が言われたような、つなぐべきケース、あるいは、それ以外の方法を考えるべきケースを例えば成年後見センターの相談窓口に集約することによって、しかるべき場所につないでいくという取組をしようとしているというところです。それが書かれていないのは事実かもしれませんので、ちょっと書き加えていただいたらいいのではないか。図は書いてあるのですが、説明の文書がないのです。どうぞ、相田委員。
相田委員	ありがとうございます。 私たちも支援の現場でそのような大きな課題にぶつかるときに、どこかの窓口にサポートしていただくことがあるのです。ですので、ぜひどちらかのところに表記をしていただけたほうがよろしいのではないかなと思いまして、ご質問させていただいた次第です。ありがとうございます。
古谷野会長	ありがとうございました。 ネットワーク事業は難しいのです。先週も難しい難しいと言って理事会が終わってしまったというぐらい難しい話ではあるのですが、つくっていかなければいけないものですので、この中に書き込んでいくことができれば、そのほうがよろしいのではないかと思います。ありがとうございました。 ほか、いかがですか。
山田委員	ゆうゆう館のところについて、コミュニティふらっとの運営というところに関わってくると思うのですが、設置数だけだと、実績、本当に厳しいというか、全く分からないなと。ゆうゆう館のほうはこういった稼働の状況が書いてあるので、今ここで聞いても地域課の方がいないと何も分からないということだと思うのですけれども、少し何らかの、例えば利用団体がどれほどあるかとか、そういったところとか、登録団体がどれほど利用しているかとか、その辺りがもし示せるようであれば加えていただいたほうがいいのかなというのがありました。

	地域課の方に伝えていただければと思います。
高齢者担当部 長	実績のところですね。
山田委員	実績のところです。実績のところと今後のことも。何らかの、箇所数だけではなくて、高齢者にとってどういう形で使われているのか、どういう意味があるのかということをゆうゆう館の代わりというか、代替という部分もあるので、その辺りはぜひ示していただきたいなというのがあります。あともう1点、8期については介護保険料ですけれども据え置きということになりましたが、今のところまだ全く介護報酬の改定によって変わる部分もあると思うのですけれども、その辺りが今の、コロナ禍終わったけれども物価高騰が継続しているという状況についてどう考えているのかということと、基金の積立状況も当然あると思うので、その辺りについて少し見解をお聞きして終わります。
古谷野会長	今日は神村課長が静かに座っていられるかなと思ったら、そうでもないのか。 それとも、徳嵩部長のほうから。
高齢者担当部長	まず1点目のコミふらですけれども、振り返りのところは今、山田委員が おっしゃったような視点で、もう少し動きが分かるように工夫をしたいと思 います。 2点目の介護保険料のことですけれども、国が今、社会経済状況を踏まえ
山田委員	2点目の介護保険料のことですりれども、国か今、社会経済状況を暗まえて、低所得者への配慮であるとか、あるいは一方で高所得者の保険料の考え方とか、いろいろな議論がなされているということを承知しています。 区も、この間、コロナ禍を経て、しかも物価高、原油高という中で、区民の生活に相当いろいろな影響が出ているというので、国の交付金などを活用しながら様々手を打ってきているということがあります。 そういう中で、今回の介護保険料についても、当然視点としては持続可能性をきちんと担保しなければいけないということがある。一方で、今、委員からもあったような、これまで積み立ててきた基金、その辺りを有効に活用して介護保険料の一定の抑制を図る。これまでもやってきたのですけれども、そういった視点も重要ですので、今後の介護報酬改定の状況を見た上で、これから議論をさらに詰めていくという姿勢で考えています。 介護給付費準備基金の積立状況とかというのは、出ますよね。
古谷野会長	神村課長。
介護保険課長	令和4年度時点ということになりますけれども、令和5年3月末時点で53 億円となっておりました。大体53億円程度です。
古谷野会長	というのは、多いのですか、少ないのですか。
介護保険課長	3年度と比べても少し増えておりますし、多いほうかと認識しております。
古谷野会長	コロナ禍で、例えばデイサービスなどの利用抑制がかなりあったので、その関係もあって、多分基金は積み上がってきているのだろうと思います。 ただ、今後それが同じように行くかどうかというのは分からないところですから、物価の上昇、あるいは介護報酬の決定などを見ながら、これはかなり難しい計算を今後半年ほどの間に、半年弱の間にやらなければいけないという厳しい状況になっているだろうと思います。 もしよろしければ、そろそろ次の議題に移らないといけない頃合いなので

	すが、よろしゅうございますか。よろしければ、まだこの計画そのものにつ
	いては次回もご議論いただくことになるわけですが、今日のところはこれま
	でということにしたいと思います。
	最後に、今後の予定をこの計画に関してちょっとお話しいただけますか。
高齢者施策課	それでは、今後の予定でございます。
長	この後、今日、いろいろ皆様からもご意見いただきまして、こちらの計画
	につきましては、この後、案という形で、この後の議会などでもご報告させ
	ていただいた上で、12月からパブリックコメントを行う予定でございます。
	12月1日から1月4日までの予定ということで行います。
	その後、そういうご意見なども含めた修正を行った上で、1月に計画とい
	う形で決定していきたいと考えております。またその結果につきましても、
	次回の協議会でご報告いたします。
古谷野会長	後で、次回の予定を教えていただける予定になっているのですが、1月ま
自有對云天	
	でのパブコメを踏まえて、1月下旬くらいに次回の介護保険運営協議会を開
	催して、そこでいろいろまたご議論いただくという予定になっているそうで
	す。ありがとうございました。
	それでは、2番目の議題に移ってまいりたいと思います。「地域密着型サ
	ービス事業所の開設について」です。神村課長、お願いします。
介護保険課長	それでは、介護保険課長からご説明させていただきます。着座で失礼いた
	します。
	資料2の「地域密着型サービス事業所の開設について」をご覧ください。
	「施設の概要」でございますけれども、施設の名称は「(仮称) レコードブ
	ック上井草」でございます。
	開設の予定地等は記載のとおりとなっております。
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	体機能の回復・改善や健康の維持を目的に、集団運動や個別運動などのプロ
	グラムの実践を提案・サポートしていくこととしております。
	そのほか、記載のとおりとなっております。
	一応確認で別添2-2の案内図をご覧いただきたいと思います。
	こちらの場所ですけれども、上井草駅と井荻駅の間の線路の南側のマンシ
	ョンの1階部分でございます。
	続きまして、別添2-3の平面図をご覧いただきたいと思います。
1	図面の中央部分が機能訓練室となっております。そちらの左側が、上から
	相談室、事務室、静養室となっております。なお、機能訓練室の面積は108.12
	「施設の概要」でございますけれども、施設の名称は「(仮称) レコードブック上井草」でございます。開設の予定地等は記載のとおりとなっております。次に、(イ) の「施設を運営する法人の概要」ですけれども、こちらは資料2の別添2-1をご覧いただければと思います。法人の名称が「株式会社RedBear」です。代表者名、所在地は記載のとおりでございます。区内では同じこちらの法人が西荻窪で今回同様の地域密着型通所介護事業所を2021年9月1日から開設しております。おおむね良好な運営をしているものと認識はしております。別添2-1の3番の「職員体制及び研修計画」は記載のとおりで、4番「サービス提供計画」としましては、午前午後の2単位となっております。5番の「資金計画」でございますけれども、資金として約3,000万円程度で、全て自己資金で賄うこととしております。裏面に参ります。6番「収支計画及び利用者見込み数」でございますけれども、開設から10か月後に利用者数87人で、延べにしますと利用者数は522人で、令和6年10月に黒字化を見込んでおります。次に、7番の運営方針等ですけれども、事業の特色としてご利用者様の身体機能の回復・改善や健康の維持を目的に、集団運動や個別運動などのプログラムの実践を提案・サポートしていくこととしております。そのほか、記載のとおりとなっております。一応確認で別添2-2の案内図をご覧いただきたいと思います。こちらの場所ですけれども、上井草駅と井荻駅の間の線路の南側のマンションの1階部分でございます。続きまして、別添2-3の平面図をご覧いただきたいと思います。

	開放感あふれる空間の環境づくりをしております。
	また、左下の部分が出入口付近になっておりますけれども、こちらの出入
	口付近には消毒液等を置いて感染防止対策にも努めることとしたいと言っ
	ております。
	また、緊急時には機能訓練室上部もドアが開閉する形になっておりますけ
	れども、こちらから施設の、図でいうと上のほうが道路になっておりますの
	で、避難できるようにもなっております。
	私からの説明は以上でございます。
古谷野会長	以上のご説明について、ご質問、ご意見のある方いらっしゃいますか。
	藤林委員、どうぞ。
藤林副会長	他区の地域密着の委員もやっているのですけれども、どうもそっちのほう
膝外削云艾	
	は結構質問が出るのに、杉並区は出ないなといつも、すんなり通るなという
	のはどうしてかなと思っているところですが。
	細かいところですけれども、説明の2の2ページの、さっき言っていた 100
	平方メートル以上あることと「介護施設への通所を躊躇される方も『行きた
	いな』」と思えることは別なので、ここの日本語を直してくださいとお伝え
	ください。「事業の特色」のところ、100平方メートルあるのと「行きたい」
	と思えるというのは日本語としてつながりません。ですから、この辺をきち
	んとしていただきたいのと。
	_ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~
	本当はもうちょっと機能訓練指導員という人がどういう人を予定してい
	るのかというのも本当は、理学療法士なのか、どうなのかというのが分から
	ないなと思ったところです。
介護保険課長	まず1つ目のところにつきましては、事業所と話をしたところによると、
	こういったかなり広い環境であるということからして、やはり開放感あふれ
	るということで。
藤林副会長	だけれども、「行きたいな」にはつながらないですよ。
介護保険課長	それをちゃんとつながるような表現に。
藤林副会長	つながらない。別表現にすればいいと思う。ただ単に広いことだけで「行
744 11 24 24	きたいな」というのは短絡的で、ただ広ければ「行きたいな」ではないから、
	ほかにちゃんと工夫しているから「行きたいな」としていただかないといけ
	ないと思います。
Λ ÷# /□ rΛ ÷# Ε	
介護保険課長	そのように工夫するように言っておきます。私からも考えも伝えて、ここ
	の表現は工夫したいと思います。
	あと、もう1つ、機能訓練のことに関しましては、もう少し分かりやすい
	表現にしてもらいたいと思います。
古谷野会長	関連してですが、この職員体制で回りますか。
藤林副会長	少ないですよね。
古谷野会長	少ないと思うのだけれども。
藤林副会長	しかも月から土まで。月土ですよね、きっとね。
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
介護保険課長	確認します。

	the state of the s
古谷野会長	管理者1、生活相談員1、介護職員1、機能訓練指導員1、看護職員1、 これで回らないでしょう。
藤林副会長	休み取れないじゃない。
古谷野会長	石川委員が首振っていらっしゃる。
藤林副会長	1人でも休んだら、もう本当に。
古谷野会長	植田委員、どうぞ。
植田委員	あと、送迎と書いているので、送迎をこの中の誰かがされるのかなとちょっと疑問に思いました。
古谷野会長	成瀬委員、どうぞ。
成瀬委員	図面のところで、お手洗いで、車椅子用と普通のお手洗いとあるのですけれども、トイレ1のほうには手洗い場というのはあるのでしょうか。
介護保険課長	恐らく記載漏れだと思います。確認します。
成瀬委員	感染予防の観点からいくと、トイレには普通の便器と一体型の手洗いがついているのかなとは思うのですが、トイレ1はやはり室内に手洗い場があったほうがいいのではないかなと思います。 もう1つ、相談室がカーテンとなっているのですけれども、普通のカーテンではなくて、防音機能があるカーテンという理解でよろしいのでしょう
介護保険課長	か。 材質までは確認していないのですけれども、そのほうがもちろんいいと思うので、確認をした上で、私からそのほうがいいのではないかという話はします。
成瀬委員	お願いします。
古谷野会長	ありがとうございました。 ほか、いかがでしょう。 小林委員。
小林委員	地図2-2を見ますと、線路の脇にあるのですが、騒音とかうるさくないのでしょうか。皆さん元気に体操するから、音は関係ないのでしょうか。何かこれを見ていると、線路の脇ですけれども。 以上です。
古谷野会長	神村課長。
介護保険課長	現場を見に行かせていただいたという状況はあって、もちろん電車が通るという状況で、多少振動とかはあるとは思うのですけれども、実際開設をしてみて、その段階でまた状況は見させてもらおうかなと、今思いました。
古谷野会長	横倉委員。
横倉委員	資料2別添2-3の図面で、出入口は2か所設けられていまして、上のところに開いているのは線路側の出入口になっているのかなと想像されます。ここのところは恐らく何かのときの重要な避難通路の1か所という形にはなると思いますが、車椅子等利用の方もおいでになると想像されます。十分な通路の幅とかは確保されているのかどうか教えてください。

介護保険課長	先ほども申し上げさせていただきましたけれども、現場を見に行かせてい
	ただきまして、公道ということではないのですけれども、避難するには十分
L# A - Z. E1	な広さであったと確認しております。
横倉委員	道路になっている。
介護保険課長	敷地内の、いわゆる通路です。
横倉委員	ありがとうございます。
古谷野会長	堀本委員。
堀本委員	図面で追加ですが、先ほどトイレ1、2と手洗い場を確認されるとおっし
	やっていましたが、今の条例の中では、例えばストーマのパウチ置き場みた
	いなものも必要になってくるのではないでしょうか。そこも確認いただけるとよいなと思います。
介護保険課長	ありがとうございます。確認いたします。確認して、きちんと法令にのっ
	とった形で運営できるように話をいたします。
堀本委員	通所される方の中にはもしかしたらそういう方もいらっしゃるかもしれ
^ <i>=++</i> /□ p∧ ==	ないので、あったほうがいいかと思います。
介護保険課長	ありがとうございます。
古谷野会長	ほか、いかがでしょうか。
 石川委員	石川委員。 機能訓練のところで、この広い空間に機械、マシンとかが多分置かれるよ
石川安貝 	一機能訓練のところで、この広い空間に機械、マンノとがが多力直が収るようになるのですかね。そこのところで、さっき言っていた職員体制のところ
	で、介護職が1人で、そこでナースもいると思うのですけれども、サポート
	しながらというところで、最初のところは管理者さんとか生活相談員さんは
	見学対応とか契約でどたばたもしていたりすると思うので、もう少し職員体
	制のところと機械とかを、事故が起こりやすいと思うので、その辺もしっか
	りどういう体制でやられていくのかなというのが安心につながるかなと思
△左/口/◇=田 巨	いました。
介護保険課長	十分認識して、改めて事業所と話をします。
古谷野会長	恐らく、この点々と四角くなっているのがマシンかなと推測はできるので
	すが、機能訓練を重視すると言っている割に、機能訓練に関する中身とか、
	誰がそれを担当するのかというところの記載がないのですよ。ちょっと心配
	という気はしますね。
拟七禾旦	松本委員、どうぞ。
松本委員	逆に、広すぎて不安になるのではないかなと思うのです。例えばこっちで トレーニングしている方を1人で見て、ほかの方には目が行き届かないよう
	な状況になってしまうので、その辺はちゃんと言ったほうがいいのかなと思
	うのですが、いかがでしょうか。
介護保険課長	先ほどお伝えしました西荻でも1件やっているのと、また、都内、ほかの
	自治体とも複数実施をしている、経験はあるところではあるので。ただ、そ
	れがきちんとご説明できる内容にはなっていない部分は確かにあるなとい
_L,\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	う認識はしましたので、確認します。
古谷野会長	石川委員、どうぞ。

石川委員	同じ会社の中でも広さとかによって全然違ったり、あと、スタッフのスキ
17199	ルによっても違うと思うので、それはなかなか納得できないかなとは思うの
	で、広いからこその、この店舗に関してのしっかりとした内容、既存店があ
	るからということでは違うのかなと思います。
古谷野会長	介護事業所の場合、事業所ごとに随分差が出てしまうことはままあるの
	で、同じ事業者だから大丈夫だという安心にはならないというのは、ご指摘
	のとおりだと思います。
	さて、困りました。通常ですと、これでよろしいですねということにして、
	あとは介護保険課で必要なご指導などしていただいて、指定まで持っていく
	のですが、本件に関してはちょっといろいろ出過ぎてしまっているようにも
	思いますが、どうしましょう。
	部長、どうぞ。
高齢者担当部	幾つもご心配とか要確認のところをいろいろと頂きました。ありがとうご
長	ざいます。
	改めて年内に当協議会を開催することは日程調整上難しいと考えますの
	で、それらの疑義のあるところをきちんと事業者と確認して、正副会長にそ
	の顛末を事務局からご説明して、それでおおむねその辺りの内容がきちんと
	確認できたということで、そういう形でよければしっかりやって、別途ご報
	告するという扱いにしたいと思いますが。
古谷野会長	会長に振ればいいと思っているのかな。
	通常の地域密着型の審議よりチェックが多いのですよ。
高齢者担当部	それでは会長に了解いただいた内容を各委員にメール等でお送りし、期間
長	を取って、ご了解いただくように丁寧に進めたいと思うのですけれども。
古谷野会長	根本委員、どうぞ。
根本委員	人がいれば本当にいいのですけれども、介護報酬の関係を見ていただけれ
	ばいいと思うのですけれども、2単位は予防とかそういう自立度の高い方が
	大体来ることが多いので、機能訓練型で多分2単位で。うちは1単位で10時
	から4時までお世話して、御飯を出して、おやつを出して、レクリエーショ
	ンをやってという感じですけれども、多分ここは特化して機能訓練だけやる
	のだと思うのです。
	あと、生活相談員とかいろいろいますけれども、はっきり言ってみんな兼
	任なので、何でもやるということで、5人いれば大体5人介護もやっている。
	私も、おしもの世話からみんなやったり、料理をやったりとか、人がいなけ
	ればローテーションでやるような感じなので、そこでどうやって人を使って
	いくかというのはスキルを上げる、できることが多い職員を入れれば、代わ
	りの方が、10人いれば。例えば、金太郎飴みたいに同じことができれば同じ
	サービスが提供できるという、印象はそうですけれども。
	広いというのは本当に危ないところは危ないですね。動ける範囲が大きく
	なってしまうので、その辺は介護保険課の方に、事業所の方に聞いて、どう 対応していくかというのは聞かれればいいかなと思うのです。
	計画というのは幾らでもいいことが書けるので、逆に言えばその辺を具体
	計画というのは幾らでもいいことが書けるので、逆に言えばての辺を具体 化、本当に、どうやって開設するかというほうが大事かなと思うので。
	うちの場合は地域密着型になる前に開設していたので、この場にいたら大
	変だったかもしれない。どういうことを言われるかなと思うのですけれど
	し、売上とやりたいことと、両方を考えていかなければいけないので。ただ
	一売上でやれば多分地域密着型より、これだけ広いから通常型をやったほうが

	ころに何か考えはあるのかなと。
古谷野会長	恐らく職員確保というのが大きい。
根本委員	それもありますけれども。
古谷野会長	この5人の中身がどういう5人なのかというのは分からないし、ここで特に、機能訓練に特化したサービスを提供すると言っている、その機能訓練の
根本委員	中身が分からないしという不安材料があまりにも多いのですよね。 あと、開設当時は利用者が少ないので、そこから職員を増やす。職員を増
	やすと簡単に言いますけれども、募集しても来ないので、そこら辺でぎりぎりで、とりあえず開設ということもあるのかなと思います。
古谷野会長	そういう意味でも、1月までに何とか決着をつけてあげたいというのが事 務局側のご提案だと思うのですが。
	どうでしょう。今部長からご提案のあったような、初めてのケースになりますけれども、持ち回り審議ということにしたいと思いますが、よろしいで
	しょうか。いいですか。
	では、そういう格好で、なるべく早く必要な情報を集めて、各委員にお回しいただいて、期日までにご返事を頂いて、先へ進めるということにしたい
	と思います。ありがとうございました。 それでは、次の報告事項に入ってまいります。「地域密着型サービス事業
	所の指定について」です。引き続き、神村課長、お願いします。
介護保険課長	それでは、資料3-1「地域密着型サービス事業所の指定(区内)について」からご説明いたします。 内容は、まず認知症対応型共同生活介護ですけれども、事業所名称が「グループホーム たのしい家上井草」です。利用定員は9名×2ユニットで、指定年月日は11月1日付で開設をしております。 本件は、令和3年度第2回運営協議会にて協議させていただいた案件になります。その際、居室ごとに手洗いがあるかなどのご確認がございましたけれども、入り口に入ってすぐの風除室に手洗い場を設置しており、また、各
	ユニットごとに分かれた先でも手洗い場を設置していることを目視にて確認しております。 次に、廃止について続けてご報告いたします。資料3-2をご覧ください。 こちらは地域密着型通所介護が2件と、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1件となります。 まず、地域密着型通所介護の1件目についてご報告いたします。 事業所名称が「ナイス杉並なでしこ倶楽部」でございます。こちら8月31
	日に廃止をしておりまして、理由は、事業を縮小するためでございます。地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、居宅介護支援事業所を運営しておりましたけれども、社長が高齢ということもあり、検討された結果、地密デイを廃止するということです。利用されていた方は、引継ぎは全員済んでおります。
	続きまして、地域密着型通所介護の2件目についてご報告いたします。 事業所名称が「らいおんハートデイサービスプレミアム杉並」でございます。9月30日に廃止をしておりまして、理由は、移転に伴い定員を増やしたことにより、東京都指定の通所介護となったためでございます。 こちらは10月1日付で都指定の通所介護として運営をしておりまして、利用されていた方は全員引継ぎも既に済んでおります。

	最後に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についてご報告いたします。
	事業所名称が「そよ風定期巡回えいふく」でございます。これは10月31
	日に廃止をしておりまして、理由は、同法人の系列である「そよ風定期巡回
	おぎくぼ」に事業を集約することで、サービス提供人員体制の合理化を図る
	ためでございます。「そよ風定期巡回えいふく」を利用されていた方も引き
	- , , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - , , - ,
	続きご利用できる体制となっております。
	私からの説明は以上でございます。
古谷野会長	ただいまのご説明、ご報告に、ご質問、ご意見のある方はいらっしゃいま
	すか。
	廃止といっても、実は廃止でないのが2つあるという感じですね。
	よろしゅうございますか。ありがとうございました。
	それでは、その次の報告事項です。「すぎなみの介護保険」についてです。
A =# (D DA = D D	これも神村課長ですね、お願いします。
介護保険課長	お配りをしております「令和5年度版 すぎなみの介護保険」をご覧くださ
	V' _o
	こちらは毎年作成しておりまして、皆様にお配りしているものでございま
	す。こちらは過去5年間の実績をまとめたデータブックとなっております。
	区の高齢者人口、認定者数の推移、また、どのようなサービスがどのように
	推移しているのか、区の取組として様々な取組をお知らせする内容となって
	おりますので、参考までにご覧いただければと思います。
	簡単ですが、私からは以上でございます。
古谷野会長	ありがとうございました。何かお気づきのことがおありの方いらっしゃい
	ますか。これは毎年頂くのですけれども勉強になるのですよね。
	表紙の色は、いつもこの色でしたか。
介護保険課長	年によって違います。
	, , , , , , ,
古谷野会長	年によって変えているのですよね。
	よろしいですか。お持ち帰りいただいて、お目通しいただければと思いま
	す。
	それではあと、その他ですね。
	その他に行く前に、これをご説明いただきましょうか。「広報すぎなみ」
	その他に行く前に、これをご説明いただきましょうか。「広報すぎなみ」 と。
高齢者施策課	
高齢者施策課長	と。 私からご説明させていただきます。
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案 に関する意見提出についてでございますけれども、今回、区では基本構想を
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案 に関する意見提出についてでございますけれども、今回、区では基本構想を 実現するための具体的な道筋となります杉並区総合計画、それから、実行計
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案に関する意見提出についてでございますけれども、今回、区では基本構想を実現するための具体的な道筋となります杉並区総合計画、それから、実行計画などの6つの計画の改定等案を取りまとめまして、現在11月1日から12
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案に関する意見提出についてでございますけれども、今回、区では基本構想を実現するための具体的な道筋となります杉並区総合計画、それから、実行計画などの6つの計画の改定等案を取りまとめまして、現在11月1日から12月4日までの間、パブリックコメントを実施しております。つきましては、
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案に関する意見提出についてでございますけれども、今回、区では基本構想を実現するための具体的な道筋となります杉並区総合計画、それから、実行計画などの6つの計画の改定等案を取りまとめまして、現在11月1日から12月4日までの間、パブリックコメントを実施しております。つきましては、本協議会の委員の皆様からもぜひご意見を頂戴いたしたく、今回ご案内させ
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案に関する意見提出についてでございますけれども、今回、区では基本構想を実現するための具体的な道筋となります杉並区総合計画、それから、実行計画などの6つの計画の改定等案を取りまとめまして、現在11月1日から12月4日までの間、パブリックコメントを実施しております。つきましては、
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案に関する意見提出についてでございますけれども、今回、区では基本構想を実現するための具体的な道筋となります杉並区総合計画、それから、実行計画などの6つの計画の改定等案を取りまとめまして、現在11月1日から12月4日までの間、パブリックコメントを実施しております。つきましては、本協議会の委員の皆様からもぜひご意見を頂戴いたしたく、今回ご案内させ
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案に関する意見提出についてでございますけれども、今回、区では基本構想を実現するための具体的な道筋となります杉並区総合計画、それから、実行計画などの6つの計画の改定等案を取りまとめまして、現在11月1日から12月4日までの間、パブリックコメントを実施しております。つきましては、本協議会の委員の皆様からもぜひご意見を頂戴いたしたく、今回ご案内させていただきました。
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案に関する意見提出についてでございますけれども、今回、区では基本構想を実現するための具体的な道筋となります杉並区総合計画、それから、実行計画などの6つの計画の改定等案を取りまとめまして、現在11月1日から12月4日までの間、パブリックコメントを実施しております。つきましては、本協議会の委員の皆様からもぜひご意見を頂戴いたしたく、今回ご案内させていただきました。 なお、改定等案につきましては、今日冊子をお配りしておりませんけれども、ホームページ、それから、依頼のところにQRコードがありますので、
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案に関する意見提出についてでございますけれども、今回、区では基本構想を実現するための具体的な道筋となります杉並区総合計画、それから、実行計画などの6つの計画の改定等案を取りまとめまして、現在11月1日から12月4日までの間、パブリックコメントを実施しております。つきましては、本協議会の委員の皆様からもぜひご意見を頂戴いたしたく、今回ご案内させていただきました。 なお、改定等案につきましては、今日冊子をお配りしておりませんけれども、ホームページ、それから、依頼のところにQRコードがありますので、ここからも読み取れますので、こちらからお手数ですがご覧いただければと
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案に関する意見提出についてでございますけれども、今回、区では基本構想を実現するための具体的な道筋となります杉並区総合計画、それから、実行計画などの6つの計画の改定等案を取りまとめまして、現在11月1日から12月4日までの間、パブリックコメントを実施しております。つきましては、本協議会の委員の皆様からもぜひご意見を頂戴いたしたく、今回ご案内させていただきました。 なお、改定等案につきましては、今日冊子をお配りしておりませんけれども、ホームページ、それから、依頼のところにQRコードがありますので、ここからも読み取れますので、こちらからお手数ですがご覧いただければと思います。
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案に関する意見提出についてでございますけれども、今回、区では基本構想を実現するための具体的な道筋となります杉並区総合計画、それから、実行計画などの6つの計画の改定等案を取りまとめまして、現在11月1日から12月4日までの間、パブリックコメントを実施しております。つきましては、本協議会の委員の皆様からもぜひご意見を頂戴いたしたく、今回ご案内させていただきました。 なお、改定等案につきましては、今日冊子をお配りしておりませんけれども、ホームページ、それから、依頼のところにQRコードがありますので、ここからも読み取れますので、こちらからお手数ですがご覧いただければと思います。 それから、お手元の「広報すぎなみ」11月2日臨時号に今回の計画の改定
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案に関する意見提出についてでございますけれども、今回、区では基本構想を実現するための具体的な道筋となります杉並区総合計画、それから、実行計画などの6つの計画の改定等案を取りまとめまして、現在11月1日から12月4日までの間、パブリックコメントを実施しております。つきましては、本協議会の委員の皆様からもぜひご意見を頂戴いたしたく、今回ご案内させていただきました。 なお、改定等案につきましては、今日冊子をお配りしておりませんけれども、ホームページ、それから、依頼のところにQRコードがありますので、ここからも読み取れますので、こちらからお手数ですがご覧いただければと思います。 それから、お手元の「広報すぎなみ」11月2日臨時号に今回の計画の改定等案の概要も記載しておりますので、こちらも参考にしていただければとい
	と。 私からご説明させていただきます。 本日、席上に配付させていただきました、「杉並区総合計画」等の改定等案に関する意見提出についてでございますけれども、今回、区では基本構想を実現するための具体的な道筋となります杉並区総合計画、それから、実行計画などの6つの計画の改定等案を取りまとめまして、現在11月1日から12月4日までの間、パブリックコメントを実施しております。つきましては、本協議会の委員の皆様からもぜひご意見を頂戴いたしたく、今回ご案内させていただきました。 なお、改定等案につきましては、今日冊子をお配りしておりませんけれども、ホームページ、それから、依頼のところにQRコードがありますので、ここからも読み取れますので、こちらからお手数ですがご覧いただければと思います。 それから、お手元の「広報すぎなみ」11月2日臨時号に今回の計画の改定

	,
	す。
古谷野会長	「広報すぎなみ」のこの号は、全戸配布だったのですよね。通常は新聞折り込みのみなのだけれども、全戸配布だったので、うちには何枚も来ました。 ありがとうございました。
	それでは、その他、次回のスケジュールになります。
	では、白井参事。
保健福祉部管理課長	すみません。先ほどの高齢者施策推進計画案のところで、1つ宿題になっていたものをここで解消させていただきたいということで、説明を付け加えさせてください。 計画案の38ページの「ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進」
	のところで、重点整備地区の進捗状況というご質問が確かあったかと思います。今、所管に確認してまいりました。
	まず、今年度「杉並区バリアフリー基本構想」という計画をつくりまして、この中でこの荻窪駅周辺地区ほかの4地区の重点整備の取組について、この
	計画の中で定めたところでして、計画の中では「特定事業」と言っておりますが、例えば荻窪地区を例に取りますと、鉄道駅であったらホームドアの設
	置であったり、情報伝達として音声案内であったり、サインであったり、そうしたものを例えばJR荻窪駅、丸ノ内線の荻窪駅などでどのような取組を
	進めるか、また、バス事業者では、車内の情報伝達であったり、社員への教育啓発といったようなものを「特定事業」としてこの計画の中で定めました。
	というのが今年度の取組です。 今後、このバリアフリー基本構想で定めた重点整備地区の進捗について
	は、バリアフリー推進連絡会という、学識経験者や鉄道やバスなどの事業者、
	それと、例えば第三建設事務所であったり、または私ども区の関係機関で構
	成しているバリアフリー推進連絡会で、毎年度きちんとその進捗状況は評価 をしていくという進め方で取り組んでまいります。これが1つ目です。
	それと、もう1つ「新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充」
	の中のグリーンスローモビリティの取組のこと、これは先ほど徳嵩部長がご
	荻窪駅の南口エリアで実証実験というのをずっと重ねてまいりました。それ
	らを踏まえて、今後、本格実施をしていくということで、実は先般このグリ
	ーンスローモビリティの運営委託の事業者を決定したところです。これは区 議会にもご報告したところですが、今後、令和6年11月からの本格運行に
	向けて、今準備を進めているということです。
	今後の区内展開については、荻窪の南エリアのグリーンスローモビリティーの取組を踏まえて、区内でどのようにしていくかというのは今後検討してい
	くという流れになっています。
古谷野会長	以上でございます。 荻窪駅の南側は、どの範囲ぐらいですか。
保健福祉部管	荻窪駅の南側は、大田黒公園であったりとか、今度、荻外荘公園が整備さ
理課長	れたり、角川庭園だったりという、文化的な施設がいっぱいあるので、周遊
	するようなイメージですね。ですので、あの通りから大体環八を巡回するよ うなエリアでたしか考えていたと思います。
古谷野会長	中央図書館から西のほうと考えたほうがいいですか。

保健福祉部管 理課長	そうですね。
堀本委員	質問にお答えいただいたので、ありがとうございます。
古谷野会長	ありがとうございました。 瑠璃川委員の守備範囲ですよね。
瑠璃川委員	走っていました。
古谷野会長	ありがとうございました。 それでは、次回のことについて、河合課長、お願いします。
高齢者施策課 長	本日は長時間にわたりご意見いただきましてありがとうございました。 次回の第4回介護保険運営協議会ですけれども、1月26日金曜日を予定 しております。正式な通知は後日改めてお送りいたしますので、よろしくお 願いいたします。私からは以上です。
古谷野会長	先ほどもちょっと申しましたが、計画についてのパブコメが終わって、その取りまとめも終わって、介護保険料のこともそろそろ見えてきたあたりで次回ということになろうかと思います。 場所はまだ未定ですが、時間はいつもどおり2時からということで。
高齢者施策課 長	その予定で、場所についてはまたご連絡いたします。
古谷野会長	ありがとうございました。 おかげさまで、4分前に終わることができました。ご協力いただきまして ありがとうございました。これにて閉会いたします。